

新しい高校教育多様化政策の

問題点と可能性

佐々木 享

高校教育の新たな多様化

「高等学校教育の改革の推進に関する会議」が、去る六月二十九日発表した「高等学校教育の改革の推進について(第一次報告)」は、①「総合的な新学科」制度の創設、②全日制の単位制高校制度の創設、③高等専門学校相互間の単位認定制度の導入、④専修学校における学習を高校の単位として認定する制度の導入、⑤技能審査の成果を高校の増加単位として認定する制度

学科再編の諸刃の剣 —新しい総合学科—

高校は学科制を採用しており、学科の種類はいわゆる普通科と専門学科とに大区分される。後者は、農業・工業・商業等の職業学科、理数科・音楽科などのその他の専門教育に関する学科とがある。生徒数の比率は、一九七一年頃まではおおむね普通科六〇%、専門学科四〇%で推移してきた。しかしその後専門学科の比率は次第に減少し、一九九一年には二五・

けである。

「報告」が提唱する新しい総合学科は、従来の専門学科とは異なり、学科に固有の必修制の教科・科目は、「産業社会と人間」(仮称)、情報に関する基礎的科目、「課題研究」の三学科だけである。学校はこれ以外に、「生徒や地域の実態に配慮しつつ各設置者及び学校が定める」ところの、情報系、工業技術系、流通経営系、国際ビジネス系等の総合選択科目群からいくつかの科目を履修する。学校は、先の三科目をふくめて専門教科・科目を三〇単位以上開設する。「この総合選択科目群は、学習の分野を固定する小学科やコースとは異なる」とされている。

高校生の七五%が学んでいる普通科がいわゆる普通科のみを学ばせ、将来の職業生活を展望しうるような専門科目を学ばせる機会を全く与えていない現実を考えると、新しい総合学科は、大きな可能性をふくんでいるように見える。この点に注目してむしろ「すべ

ての高校に総合学科構想の理念を」求めるべきだという意見もある(小島昌夫「『総合学科』の可能性を検討する」月刊「高校生」一九九二年九月号)。

しかしながら、この「報告」の基礎となった中教審答申が、「この新たな学科は、「職業学科を転換したり、普通科における職業教育の充実をより一層押し進める形で設置していくことが適当であろう」とのべ

中退者の特効薬にならない —全日制の単位制高校—

ていたことに注目する必要がある。総合学科は、普通科の改革という可能性だけでなく、他方で、現に進行している職業学科の解体に寄与する可能性をもふくんでいるからである。

定時制・通信制を導入された単位制の高校は、九二年には三六校に達した。「全日制の課程における学年の区分によらない教育課程の編成・実施」という「報告」の提言は、この単位制高校を全日制の課程にも導入しようとするものである。現行の単位制高校は定時制又は通信制と限定されているので(学校教育法施行規則第六四条の二)、東京都立新宿山吹高校のように昼間に授業を行うタイプの(定時制課程としての)単位制高校にあつては、一日に履修し得る科目数(時間帯)が制約される。今回の提言はこの制約をとり払おうとするもので、その意味では、

格段に新しい制度改革では

ない。学びたい科目だけを学べる利点はあるが、ホームルーム制がなかったり弱

教育機能の否定につながる 技能検定の単位認定など

体化するなどの人格形成機能が弱くなるため、膨大な数に達する高校中退者に対する特効薬になる可能性は小さいといわなくてはならない。

味もあつて興味深い提言である。しかし、現行の教職員配当では他校生を受け入れる余地はないから、こうした構想を可能にする条件整備を行うことが決り手になる。

技能検定は、当該技能についての教育・訓練の到達点を公証するものである。「技能審査の成果の単位認定」という今次「報告」の提言は、家庭科のホームプロジェクトなどと違って高校が全く関与しない教育・訓練の成果を単位として認定することを意味し、高校の教育機能を否定するものである。このような制度は導入すべきではなく、同じ理由で、定時制・通信制の生徒に認められている職業上の実務を単位として認定する現行制度もやめる必要があるであろう。

他の高校での学習を自校の単位として認定する「学校の連携」は、高校教育の運用を弾力化する意

「専修学校における学習成果の単位認定」には問題が多い。定時制・通信制課程には一九六一年からいわゆる技能連携制度が導入されている。今日ではこの制度による連携の相手の大部分は専修学校である。「報告」の提言は、現行の連携制度を残し、法律を改えないで実質的に連携制度を全日制課程に拡大するに等しい。公費で行うべき高校職業教育を、私立の専修学校での教育に肩がわりさせようとするものである。(名古屋大学教授、日高教高校教育研究委員会委員)